



平成26年 第2回定例会：4月25日

鴻巣行田北本環境資源組合議会会議録

鴻巣行田北本環境資源組合議会

平成26年第2回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会会議録 目次

| | |
|------------------------|----|
| ○招集告示 | 1 |
| ○議事日程 | 2 |
| ○会議に付した事件 | 2 |
| ○出席議員（14名） | 2 |
| ○欠席議員（0名） | 3 |
| ○説明のため出席した者 | 3 |
| ○事務局職員出席者 | 3 |
| ○開 議（午後 1時30分） | 4 |
| ○諸般の報告 | 4 |
| 出席者の紹介、臨時議長の紹介 | 4 |
| ○開 会（午後 1時35分） | 5 |
| ○仮議席の指定 | 5 |
| ○管理者あいさつ | 5 |
| ○議事日程（その1）の報告 | 6 |
| ○議長の選挙 | 6 |
| ○議事日程（その2）の報告 | 8 |
| ○議席の指定 | 8 |
| ○会議録署名議員の指名 | 8 |
| ○会期の決定 | 8 |
| 議会運営委員長報告 | 8 |
| 採決 | 9 |
| ○副議長の選挙 | 9 |
| ○議案第8号の上程、提案説明 | 10 |
| 工 藤 正 司 管理者 | 10 |
| ○上程議案の質疑、討論省略、採決 | 11 |
| ○議案第9号及び第10号の一括上程、提案説明 | 11 |
| 工 藤 正 司 管理者 | 11 |

| | |
|----------------------|-----|
| 森 光 弘 事務局長 | 1 2 |
| ○上程議案の質疑 | 1 4 |
| 質疑 1 1 番 大 澤 芳 秋 議員 | 1 4 |
| 答弁 程 塚 勲 事務局次長 | 1 4 |
| ○上程議案の討論、採決 | 1 5 |
| ○議案第 1 1 号の上程、提案説明 | 1 5 |
| 工 藤 正 司 管理者 | 1 5 |
| 森 光 弘 事務局長 | 1 6 |
| ○上程議案の質疑 | 1 8 |
| 質疑 1 2 番 高 橋 節 子 議員 | 1 8 |
| 答弁 程 塚 勲 事務局次長 | 1 9 |
| 再質疑 | 1 9 |
| 再答弁 | 1 9 |
| ○上程議案の討論、採決 | 2 0 |
| 休 憩（午後 2 時 2 0 分） | 2 0 |
| <hr/> | |
| 再 開（午後 2 時 3 0 分） | 2 0 |
| ○議第 2 号の日程追加、提案説明 | 2 0 |
| 提出者代表 9 番 岩 田 讓 啓 議員 | 2 0 |
| ○上程議案の質疑～採決 | 2 1 |
| ○特定事件の委員会付託 | 2 2 |
| ○閉 会（午後 2 時 3 5 分） | 2 2 |
| <hr/> | |
| ○署名議員 | 2 3 |

鴻環資組告示第4号

平成26年第2回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を、4月25日小針クリ
ーンセンター2階会議室に招集する。

平成26年4月16日

鴻巣行田北本環境資源組合
管理者 工藤正司

平成26年第2回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会会議録

○ 議事日程（その1）

平成26年4月25日（金） 午後1時30分開議

第1 議長の選挙

○ 議事日程（その2）

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 副議長の選挙

第5 議案第8号 鴻巣行田北本環境資源組合監査委員の選任につき同意を求
めるについて

第6 議案第9号 鴻巣行田北本環境資源組合職員等の旅費に関する条例の一
部を改正する条例

議案第10号 鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会条例

第7 議案第11号 平成26年度鴻巣行田北本環境資源組合会計補正予算
（第1回）

第8 特定事件の委員会付託

○ 本日の会議に付した事件

議事日程のほか

議第2号 鴻巣行田北本環境資源組合議会会議規則の一部を改正する規則

○ 出席議員（14名）

| | | | | | |
|----|------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 大塚佳之 | 議員 | 2番 | 坂本晃 | 議員 |
| 3番 | 香川宏行 | 議員 | 4番 | 大河原梅夫 | 議員 |
| 5番 | 渡邊良太 | 議員 | 6番 | 加藤勝明 | 議員 |
| 7番 | 織田京子 | 議員 | 8番 | 田中克美 | 議員 |
| 9番 | 岩田讓啓 | 議員 | 10番 | 斉藤哲夫 | 議員 |

1 1 番 大 澤 芳 秋 議 員 1 2 番 高 橋 節 子 議 員

1 3 番 阿 部 慎 也 議 員 1 4 番 吉 田 豊 彦 議 員

○ 欠席議員（0名）

○ 説明のため出席した者

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 工 | 藤 | 正 | 司 | 管 | 理 | 者 | | |
| 原 | 口 | 和 | 久 | 副 | 管 | 理 | 者 | |
| 石 | 津 | 賢 | 治 | 副 | 管 | 理 | 者 | |
| 堀 | 口 | 真 | 弘 | 会 | 計 | 管 | 理 | 者 |
| 小 | 澤 | 敬 | 臣 | 監 | 査 | 委 | 員 | |
| 小 | 林 | 乙 | 三 | 参 | 与 | | | |
| 福 | 田 | 千 | 之 | 参 | 与 | | | |
| 荒 | 井 | 光 | 男 | 参 | 与 | | | |
| 小 | 卷 | 政 | 史 | 参 | 与 | | | |
| 島 | 田 | 和 | 夫 | 参 | 与 | | | |
| 大 | 島 | 一 | 秀 | 参 | 与 | | | |

○ 事務局職員出席者

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 森 | 光 | 弘 | | |
| 事 | 務 | 局 | 次 | 長 | 片 | 寄 | 仁 | 志 |
| 事 | 務 | 局 | 次 | 長 | 程 | 塚 | 勲 | |
| 副 | 参 | 事 | 鈴 | 木 | 健 | 太 | | |
| 書 | 記 | 今 | 井 | 剛 | 史 | | | |

午後 1時 30分 開議

△諸般の報告

○森 光弘事務局長 本日皆様には、公私ご多忙のところ本組合議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議会につきましては、規約変更後、正副管理者等の執行部等と組合議員とが一堂に会します、最初の議会となりますので、出席者の紹介をしたいと存じます。初めに議員の皆さんからご紹介いたします。お名前をお読み致しますので、ご起立をお願いいたします。

それでは、鴻巣市選出議員からご紹介申し上げます。大塚議員です。坂本議員です。織田議員です。田中議員です。阿部議員です。

次に行田市選出議員をご紹介いたします。香川議員です。大河原議員です。岩田議員です。斉藤議員です。吉田議員です。

次に北本市選出議員をご紹介いたします。渡邊議員です。加藤議員です。大澤議員です。高橋議員です。

次に、本日出席しております正副管理者、会計管理者、監査委員、参与をご紹介いたします。初めに、管理者の工藤行田市長です。次に、副管理者の原口鴻巣市長です。同じく副管理者の石津北本市長です。会計管理者の堀口行田市会計管理者です。識見を有する監査委員の小澤監査委員です。参与会会長の小林行田市環境経済部長です。参与会副会長の福田鴻巣市環境産業部長です。参与の荒井北本市市民経済部長です。同じく参与の小巻行田市環境経済部次長兼環境課長です。同じく島田鴻巣市環境課長です。同じく大島北本市くらし安全課長です。

次に、当組合職員を紹介いたします。事務局次長の程塚です。同じく次長の片寄です。副参事の鈴木です。主査の今井です。そして、私、事務局長をおおせつかっております森でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。以上で紹介を終わらせていただきます。

次に、平成26年3月31日をもって、彩北広域清掃組合議会議員の皆さんの任期が満了となり、鴻巣行田北本環境資源組合議会として議長及び副議長が選出されておられませんことから、地方自治法第107条の規定により、議長が選出されるまでの間、年長の議員が臨時議長の職務を行うこととなります。

出席議員中、岩田議員が最年長議員でございますので、臨時の議長をお願いしたいと存じます。

それでは、岩田議員には議長席にお移りいただき、議事進行をよろしく願いいたします。

[岩田讓啓臨時議長 議長席に着く]

○岩田讓啓臨時議長 ただ今ご紹介いただきました臨時議長の岩田です。

本日皆様には、公私極めてご多忙のところ本組合議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の定例会は、地方自治法第107条の規定によりまして、議長が選挙されるまでの間、年長の議員が臨時に議長の職務を行なうことになっておりますので、何卒よろしく願いいたします。

午後 1時 35分 開会

○岩田讓啓臨時議長 それでは、ただ今から、平成26年第2回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を開会いたします。出席議員が14名で定足数に達しておりますから議会は成立いたしております。これより、直ちに会議を開きます。

△仮議席の指定

○岩田讓啓臨時議長 この際、議事進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

△管理者あいさつ

○岩田讓啓臨時議長 次に、管理者より発言を求められておりますので、これを許可します。――― 管理者。

[工藤正司管理者 登壇]

○工藤正司管理者 ただいま議長のお許しを頂きましたので、開会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに平成26年第2回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を招集させて頂きましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中、

ご参集賜り、心より厚く御礼を申し上げます。皆さん既にご承知のとおり、昨年11月、行田市・鴻巣市・北本市において、ごみ処理広域化に関する協定を締結し、12月の各市議会で組合規約変更等の議決を頂いた後、1月末に埼玉県知事の許可を頂きました。本組合は、4月1日から鴻巣市、行田市、北本市の3市を構成市とする鴻巣行田北本環境資源組合として、新たにスタートすることができました。これもひとえに多くの関係者の皆様のご理解ご協力の賜物と感謝申し上げます。次第でございます。

これから当組合は、3市のごみ処理を行うための一般廃棄物処理基本計画等の策定や、これに基づく、し尿を除く一般廃棄物処理施設の建設など、住民生活に直結する重要な事業を推進していくこととなります。この事業が遅延することなく円滑に進むよう、3市が一致協力して参りたいと存じますので、議員の皆様にも、なお一層のご協力を賜りますようお願いを申し上げ、私からのあいさつとさせていただきます。

△議事日程（その1）の報告

○岩田讓啓臨時議長 それでは、議事日程を報告いたします。

事務局をして朗読いたさせます。 ————— 事務局。

[事務局朗読]

△議長の選挙

○岩田讓啓臨時議長 日程第1、議長の選挙を行います。

この際お諮りいたします。本組合議会議長の選挙の方法につきましては地方自治法第118条第2項の規定による指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[[異議なし]と呼ぶ者あり]

○岩田讓啓臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

次にお諮りいたします。臨時議長において指名することにご異議ありませんか。

[[異議なし]と呼ぶ者あり]

○岩田讓啓臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決しました。

本組合議会議長に、吉田豊彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました吉田豊彦議員を本組合議会議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩田讓啓臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました吉田豊彦議員が本組合議会議長に当選されました。

議長に当選された吉田豊彦議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

では、当選されました吉田豊彦議員に、ご挨拶をお願いいたします。

〔吉田豊彦議長 登壇〕

○吉田豊彦議長 このたび皆様方のご推挙を得まして、議長に就任いたすことになりました。まことに身に余る光栄であります。心から厚くお礼を申し上げますとともに、その責任の重さをひしひしと感じている次第であります。

先ほどの管理者のごあいさつにもありましたとおり、本組合は、鴻巣市・行田市・北本市の3市を構成市とする組合として、新たなスタートを切ったところがあります。また、本組合は、新たなごみ処理施設の建設という市民生活に欠くことのできない事業を推進することとなっております。こうしたことから、当組合議会は、引続き、安全かつ適正な現施設の管理運営と新たな事業に的確に対応していくことが重要と考えられます。議長として、微力ながら誠心誠意努力する所存でありますので、どうか議員並びに執行部の皆様におかれましては、これからも温かいご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○岩田讓啓臨時議長 以上をもちまして、臨時議長としての議事の進行は終了いたしました。ご協力誠にありがとうございました。以後の議事進行につきましては、新議長よりお願いいたします。

〔吉田豊彦議長 議長席に着く〕

○吉田豊彦議長 それでは、直ちに議長の職務をとらせていただきます。

△議事日程（その２）の報告

○吉田豊彦議長 これより以降の議事日程を報告いたします。

事務局をして朗読いたさせます。 ————— 事務局。

[事務局朗読]

△議席の指定

○吉田豊彦議長 まず、日程第１、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第３条第１項の規定によりまして、議長において、指定いたします。

議席は、お手元に配布した議席表のとおりでありますので、ご了承願います。

△会議録署名議員の指名

○吉田豊彦議長 次に、日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第７３条の規定により議長において指名いたします。

１番 大塚 佳之 議員

２番 坂本 晃 議員

以上２名の方をお願いいたします。

△会期の決定

○吉田豊彦議長 次に、日程第３、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありましたので、その結果について報告を求めます。

————— 議会運営委員長 ９番 岩田讓啓 議員。

[岩田讓啓議会運営委員長登壇]

○岩田讓啓議会運営委員長 ご報告申し上げます。

当委員会は、去る４月２１日に委員会を開催し、本定例会の会期及び日程について協議をいたしました結果、会期を本日１日とし、議事日程をお手元に配布い

たしております、平成26年第2回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会議事日程のとおり決定した次第であります。

議員各位におかれましては、この日程にご賛同賜りまして、円滑にして効率的な議会運営がなされますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○吉田豊彦議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり本議会定例会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

本定例会に、地方自治法第121条の規定により、説明のため管理者その他関係職員の出席を求めました。

次に、管理者から提出されました議案につきましては、お手元に配布してあります印刷文書によりご了承願います。

△副議長の選挙

○吉田豊彦議長 次に、日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。本組合議会副議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推薦によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決しました。

次に、お諮りいたします。議長において指名することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

本組合議会副議長に、大塚佳之議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました大塚佳之議員を本組合議会副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました大塚佳之議員が本組合議会副議長に当選されました。

副議長に当選された大塚佳之議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

では、当選されました大塚佳之議員にご挨拶をお願いいたします。

[大塚佳之副議長 登壇]

○大塚佳之副議長 このたび皆様方のご推挙をいただきまして、副議長という大役を仰せつかりましたこと、誠にありがたく、光栄に思うところでございます。

この上は副議長として、議長を補佐いたしまして、議会が公正かつ円滑に運営されますよう、更に組合の事業が円滑かつ着実に推進されますよう努力を傾注してまいりたいと考えております。

どうか議員各位並びに執行部の皆様におかれましては、これからも温かいご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、就任のごあいさつといたします。

△議案第8号の上程及び提案説明

○吉田豊彦議長 次に、日程第5、議案第8号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、加藤勝明議員の退席を求めます。

[加藤勝明議員 退場]

○吉田豊彦議長 事務局をして議案の朗読をいたさせます。——— 事務局。

[事務局朗読]

○吉田豊彦議長 管理者に提案理由の説明を求めます。——— 管理者。

[工藤正司管理者 登壇]

○工藤正司管理者 それでは、議案第8号、鴻巣行田北本環境資源組合監査委員の選任につき同意を求めるについて、ご説明申し上げます。

議案書をご覧いただきたいと存じます。本案は、組合の議員より選任されておりました監査委員の斉藤哲夫氏が組合規約変更に伴い、平成26年3月31日を

もって任期満了したことから、その後任として、加藤勝明氏を選任いたしたく、鴻巣行田北本環境資源組合同規約第14条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。以上で、議案第8号の説明を終わらせていただきます。

○吉田豊彦議長 以上をもって、説明は終わりました。

△議案第8号の質疑、討論省略、採決

○吉田豊彦議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方は、ご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、お諮りいたします。ただいま上程されている議案第8号は、正規の手続きを省略して、直ちに採決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第8号を、直ちに採決いたします。

議案第8号、鴻巣行田北本環境資源組合監査委員の選任につき同意を求めるについて、これに同意することに賛成の議員は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第8号は、これに同意することに決しました。

6番 加藤勝明議員の入場を求めます。

[加藤勝明議員 入場]

△議案第9号及び第10号の一括上程、提案説明

○吉田豊彦議長 次に、日程第6、議案第9号及び第10号を議題といたします。

朗読を省略して管理者に提案理由の説明を求めます。——— 管理者。

[工藤正司管理者 登壇]

○工藤正司管理者 それでは、議案第9号及び第10号について、順次ご説明申し上げます。なお、細部につきましては、後ほど、事務局長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。はじめに、議案第9号、鴻巣行田北本環境資源組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。本案は、組合の旅費全般について、公務の円滑な運営と組合費の適正な支出を図るとともに、組合職員以外の者の旅費の支出を明確化するため、所要の改正を行うものであります。

次に、3ページをお開き願います。議案第10号、鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会条例の制定についてご説明申し上げます。本案は、組合が新たに建設する一般廃棄物処理施設の整備に関し、調査・研究及び検討を行う委員会を設置するため、条例を制定するものであります。

以上で、議案第9号及び第10号についての説明を終わらせていただきます。

○吉田豊彦議長 次に、議案第9号及び第10号について、事務局の細部説明を求めます。————— 事務局長。

[森 光弘事務局長 登壇]

○森 光弘事務局長 それでは、議案第9号及び第10号について、細部説明を申し上げます。

初めに、議案第9号、鴻巣行田北本環境資源組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧いただきたいと存じます。本条例における旅費につきましては、その支給対象者は職員またはその遺族となっており、職員以外の者が組合の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合における旅費の支給については明確に規定されておりました。そこで、職員以外の者への旅費の支給について明確に規定するため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますので、別添の新旧対照表をお願いいたします。まず、第1条は、趣旨規定を目的規定に改めるものでございます。従前におきましては、地方自治法の規定によりまして職員の旅費について規定しておりましたが、このたびの改正において組合の旅費全般について定め、公務の円滑な運営と組合費の適正な支出を図ることを目的とすることから、目的規定に改めるものでございます。

次に、第2条第1項第7号の改正は、職員以外の者の旅行について出張に含まれることを明確にするため規定するものでございます。次の第2条第1項第12号は、北本市の加入に伴い、組合管内の規定を改正するものでございます。

次に、第3条は、職員以外の者に対して、旅費の支給を明確にするため、所要の改正を行うものでございます。

次の2ページをお願いします。第4条第1項は、第3条の改正に伴いまして用語を改めるものでございます。

次の第13条は、職員以外の者に支給する旅費について職員の旅費の例によることとするものでございます。

議案書に戻りまして、2ページをお願いいたします。最後から2行目、附則でございしますが、施行期日を規定したもので、公布の日から施行するものでございます。なお、只今ご説明いたしました職員等の旅費に関する条例を含め、本組合の職員の給与等に関する条例は、行田市に準じて制定改廃を行っております。

次に、議案第10号、鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会条例についてご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。本議案は、組合が新たに一般廃棄物処理施設を整備するにあたりまして、調査、研究及び検討を行うために、条例を制定するものでございます。4ページをお願いいたします。第1条でございしますが、目的と設置の根拠を明らかにするものでございます。組合が、新たに建設いたします一般廃棄物処理施設等の整備に当たりまして、調査研究及び検討を行うために設置するものでございます。また、この委員会は、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として設置するものでございます。

次に、第2条でございしますが、所掌事務について規定するものでございます。広域化するごみの種類や分別区分、収集方法、料金体系、減量化や資源化率の目標、ごみ処理方式などについて、諮問を予定しております。

次に、第3条でございしますが、組織について規定するものでございます。一般廃棄物処理施設の建設は、市民の方の関心が高いことが予想されますことから、広く様々な方々から意見を伺いたいと考えております。住民組織等の代表者、識見を有する者、組合議会議員、組合構成市の副市長、その他管理者が必要と認め

る者とするものでございます。なお、それぞれの委員の選出人数でございますが、住民組織等の代表者を3名、識見を有する者を2名、組合議会議員を3名、組合構成市の副市長の3名を予定しております。

次に、第4条でございますが、委員の任期について規定するものでございます。諮問に対しまして、答申をもって任期満了とするものでございます。

次に、第5条でございますが、委員長を選任の方法について、第6条では、委員会の招集、議決方法について、規定するものでございます。

次に、第7条でございますが、守秘義務について、第8条では庶務について、第9条では委任事項について規定するものでございます。最後に、附則といたしまして、施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上で議案第9号及び第10号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○吉田豊彦議長 以上をもって、説明は終わりました。

△議案第9号及び第10号の質疑

○吉田豊彦議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方は、ご通告願います。

[質疑者挙手]

○吉田豊彦議長 質疑の通告がありますので、発言を許します。

————— 11番 大澤芳秋議員。

○11番 大澤芳秋議員 この第3条に住居組織等の代表者3名とありますが、3名というのは構成市から1人ずつ出るといえることでしょうか。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。————— 事務局次長。

[程塚 勲事務局次長 登壇]

○程塚 勲事務局次長 質疑につきましてお答えいたします。

構成市が鴻巣市、行田市、北本市となっておりますことから、各市から1名ずつを予定しております。以上です。

○吉田豊彦議長 再質疑ありますか。

○11番 大澤芳秋議員 ありません。

○吉田豊彦議長 他に質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたし

ます。

△議案第 9 号及び第 10 号の討論、採決

○吉田豊彦議長 次に、議案第 9 号及び第 10 号について、討論に入りますので、討論のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。次に、採決いたします。

議案第 9 号、鴻巣行田北本環境資源組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第 9 号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 10 号、鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会条例について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決することに決しました。

△議案第 11 号の上程、提案説明

○吉田豊彦議長 次に、日程第 7、議案第 11 号を議題といたします。

朗読を省略して管理者に提案理由の説明を求めます。——— 管理者。

[工藤正司管理者 登壇]

○工藤正司管理者 それでは、議案第 11 号、平成 26 年度鴻巣行田北本環境資源組合会計補正予算（第 1 回）について、ご説明申し上げます。

議案書の 6 ページをお開き願います。本案は、規約の変更に伴いまして、新たな事務として、構成 3 市による一般廃棄物処理施設の建設に向け、事業をスタートするに当たり、所要の措置を講じるものでございます。

今回の補正額は、歳入歳出とも、5,054 万 7,000 円の増額でございます。

す。全額、3構成市に係る補正となっております。歳出の主なものといたしましては、施設建設事業に係る人件費となっております。

また、債務負担行為として、一般廃棄物処理基本計画等の策定業務及び熱回収施設等建設候補地選定支援業務に、合計3,102万5,000円を計上しております。

なお、歳出の増額に伴います財源といたしましては、3市の負担金を充当しております。以上で、議案第11号の説明を終わらせていただきます。

○吉田豊彦議長 次に、議案第11号について、事務局の細部説明を求めます。

——— 事務局長。

[森 光弘事務局長 登壇]

○森 光弘事務局長 それでは、議案第11号、平成26年度鴻巣行田北本環境資源組合会計補正予算（第1回）につきまして、細部説明を申し上げます。

平成26年度の当初予算では、行田市と鴻巣市で実施する現施設分と広域分の必要最小限の事務経費を計上しておりましたが、平成26年4月1日より、鴻巣行田北本環境資源組合によります広域分といたしまして、副管理者報酬、職員人件費などにつきまして補正を行うものでございます。

予算書の6ページをお願いいたします。第1条でございますが、今回の補正は、歳入歳出ともに5,054万7,000円を増額し、歳入歳出の総額を6億1,051万4,000円とするものでございます。

また、第2条におきまして一般廃棄物処理基本計画等策定業務及び熱回収施設等建設候補地選定支援業務につきまして、債務負担行為をお願いするものでございます。

では、初めに歳出につきましてご説明いたします。15ページ、16ページをご覧くださいと思います。1款議会費、1項議会費、1目議会費でございます。右側説明欄をご覧くださいと思います。ごみ処理の広域化によりまして、組合議員が増員となりますことから、報酬並びに費用弁償を増額補正するものでございます。

次に、17ページ、18ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。右側説明欄をご覧くださいと思います。

ごみ処理の広域化によりまして、副管理者及び職員が増員となりますことから、報酬、給料、職員手当、共済費などを増額補正するものでございます。また、11節需用費の印刷製本費につきましては、彩北広域清掃組合から鴻巣行田北本環境資源組合と名称が変わりますことから、例規の改正に合わせまして、例規集を整備するものでございます。

次に、19ページ、20ページをお願いいたします。4款施設整備費、1項施設整備費、1目施設整備費でございます。右側説明欄をご覧いただきたいと思っております。新施設等の整備につきましては、調査、研究、検討を行うため、新施設建設等検討委員会の設置を予定しております。検討委員会の運営に掛かります報酬や旅費などを増額補正するものでございます。

次に、21ページ、22ページをお願いいたします。6款予備費、1項予備費、1目予備費でございますが、100万円を増額補正するものでございます。

次に、歳入につきましてご説明いたします。13ページ、14ページをご覧いただきたいと思っております。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合負担金でございます。鴻巣行田北本環境資源組規約第3条第2号に規定いたしますごみ処理広域化に係る計画の策定及び調整並びに当該計画に基づく一般廃棄物処理施設の建設及びこれに附帯する事務に要する額を補正するものでございます。各市の負担金額につきましては、組規約第15条第3項及び第4項の規定により算出した額でございます。

では、各市の負担金額につきまして、ご説明いたします。別にお配りいたしました議案第11号参考資料の広域業務に係る構成市の平成26年度組合負担金算出資料をご覧いただきたいと思っております。参考資料には、上段、中段、下段に表がありますが、上段の表をご覧いただきたいと思っております。各市の広域業務に係ります負担金額の算出についてでございますが、上段の表の広域業務に係る組合負担金額Aの合計額の6,611万4,000円に、構成市の人口の割合を乗じて算出したものでございます。構成市それぞれの負担額は、広域業務に係る組合負担金額Aから当初予算額Bの額を差し引いた額でございます。なお各市の負担割合につきましては、参考資料の中段に参考1としまして、小数第2位までの割合を記載いたしましたので参考にさせていただきたいと思っております。

続きまして、議案書の9ページをお願いいたします。債務負担行為につきましてご説明いたします。1番目の一般廃棄物処理基本計画等策定業務でございますが、ごみの発生量や処理量、一般廃棄物の種類など、ごみの適正処理を進めるための基本的事項を定める一般廃棄物処理基本計画や、廃棄物の発生抑制や再利用などのいわゆる3Rを推進するため、広域かつ総合的に廃棄物の減量化などを定めた循環型社会形成推進地域計画などを策定するものでございます。期間につきましては、平成27年度まで、限度額は2,276万円として、債務負担をお願いするものでございます。2番目の熱回収施設等建設候補地選定支援業務でございますが、建設候補地の選定につきましては、地理的条件や自然、環境条件、社会的条件などの選定検討の支援を委託するものでございます。期間につきましては、平成27年度まで、限度額は826万5,000円として、債務負担をお願いするものでございます。

以上で、議案第11号の細部説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○吉田豊彦議長 以上をもって、説明は終わりました。

△議案第11号の質疑

○吉田豊彦議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方は、ご通告願います。

[質疑者挙手]

○吉田豊彦議長 質疑の通告がありますので、発言を許します。

————— 12番 高橋節子議員。

○12番高橋節子議員 それでは債務負担行為についてお訊ねをいたします。

ただ今、一般廃棄物処理基本計画の策定平成27年度までというふうに期間が定められておりますが、これはごみの発生量とか処理量とかそれから減量化などいろいろな細部にわたって推進地域で定めるとご説明がありました。27年度までというのは、普通の基本計画というのは例えば5年間とか10年間とか定め方があるんですけども、平成27年度までというのはいつから27年度までということになってくるのでしょうか、その辺の期間について何年間なのかお訊ねしたいと思います。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。——— 事務局次長。

[程塚 勲事務局次長 登壇]

○程塚 勲事務局次長 質疑にお答えいたします。

期間のことなのですが、27年というのは債務負担の期間でございます。一般廃棄物処理基本計画につきましては、国の指針で10年あるいは15年という期間で定めることとなっておりますので、これにつきましては今後10年で定めるか15年で定めるかにつきましては検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○吉田豊彦議長 再質疑ありますか。——— 12番 高橋節子議員。

○12番高橋節子議員 債務負担行為のお金の件でこの金額だということですね。

そうしますと基本計画の策定の仕方をもし今わかっておりましたら、教えていただきたいと思います。全く白紙の状態なんですか。10年にするのか5年にするのか、全然白紙の状態でこれは債務負担行為を組むということなのか、どうか。その基本計画策定にあたって何か委員会のようなものとか、内部の機関のようなものを設定して基本計画が策定に至るのか。その辺の基本計画策定に至る過程についてももし分かりましたら教えていただきたいと思います。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。——— 事務局次長。

[程塚 勲事務局次長 登壇]

○程塚 勲事務局次長 質疑につきましてお答えいたします。

まずは、決め方ですけれども、先ほど議案で提案させていただきました検討委員会がありますので、その中で検討していくものではないかと考えております。また各市ではそれぞれに一般廃棄物処理基本計画が定められております。その計画が市によって何年が目標年次というのがおそらくまちまちではないかと思えます。そういった調整等もありますので、現時点ではそういったものを調査研究をしながら整合性が図れるような広域での一般廃棄物処理基本計画ということで考えております。以上でございます。

○吉田豊彦議長 他に質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

△議案第11号の討論、採決

○吉田豊彦議長 次に、議案第11号について、討論に入りますので、討論のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。次に、採決いたします。

議案第11号、平成26年度鴻巣行田北本環境資源組合会計補正予算（第1回）について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決することに決しました。

○吉田豊彦議長 暫時休憩いたします。

午後 2時 20分 休憩

午後 2時 30分 再開

○吉田豊彦議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議第2号の日程追加、提案説明

○吉田豊彦議長 この際、ご報告いたします。

お手元に配布したとおり、本日、議員から議案1件が追加提出されました。

○吉田豊彦議長 お諮りいたします。追加提出された議第2号の議員提出議案を日程に追加し、直ちに議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、追加提出された議第2号の議員提出議案を日程に追加し、直ちに議題といたします。朗読を省略して、提出者代表に提案理由の説明を求めます。

——— 提出者代表 9番 岩田譲啓議員。

[9番 岩田譲啓議員 登壇]

○9番 岩田譲啓議員 提出者を代表いたしまして、議第2号鴻巣行田北本環境資

源組合議会会議規則の一部を改正する規則について、提案説明を申し上げます。

本案は、会議規則第13条の規定に基づき、私ほか2名の議員によりまして提案したものであります。

提案理由は、地方自治法の改正に伴い、公聴会の開催及び参考人の招致が、本会議においても可能となったことから規則の一部を改正しようとするものであります。内容につきましては、第9章として、第70条から第76条まで公聴会及び参考人に関する規定を定めるほか、これらの章、条項の追加に伴いまして、章、条項の繰り下げ、目次の整理等を行うものです。最後に附則でございますが、施行日を公布の日からと定めたものでございます。

以上が、議第2号の提案説明でございます。議員各位におかれましては、本議案にご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○吉田豊彦議長 以上をもって、説明は終わりました。

△議第2号の質疑～採決

○吉田豊彦議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方は、ご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、議第2号について、討論に入りますので、討論のある方はご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議第2号、鴻巣行田北本環境資源組合議会会議規則の一部を改正する規則について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議第2号は、原案のとおり可決されました。

△特定事件の委員会付託

○吉田豊彦議長 次に、日程第8、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。

次期議会の議会運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の議会運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもちまして、平成26年第2回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を閉会いたします。

御協力、誠に有難うございました。

午後 2時 35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年 5月 日

鴻巣行田北本環境資源組合議会議長

吉 田 豊 彦

鴻巣行田北本環境資源組合議会議員

大 塚 佳 之

同

坂 本 晃